

「予約型代理人」サービス約款 新旧対照表

2024年10月
(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">「予約型代人」サービス約款</p> <p>第4条 (代理人の権限)</p> <p>2. 本人が指定している本人名義の振込先金融機関への送金手続き。資金が本人のために使われなかった場合は詐欺罪や横領罪等の法律に抵触することもありますので、資金使途の確認のため、以下①～⑤の書類をご提示いただき原本もしくは該当箇所の写しをいただきます。</p> <p>① 請求書 ② 領収書 ③ 通帳 ④ 見積書 ⑤ 料金体系表</p> <p>尚、次に掲げる当社が定める条件のもと送金手続きが行われるものとします。 四半期(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)毎に、<u>上限100万円まで</u>。</p> <p>第7条 (代理人取引の開始方法) 代理人取引の開始は、代理人が「予約型代理人」サービス取引開始依頼書兼同意書(以下、「依頼書」といいます)に必要な事項を自署し、「依頼書」と必要書類を提出した後、当社が承諾した日に開始できるものとします。必要書類は次の①～③に掲げる書類となります。</p> <p>① <u>診断書(本サービス専用)一般社団法人日本意思決定支援推進機構監修</u> ② 代理人の本人確認書類 ③ 代理人が本人に対して推定相続人であることを証する書類</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、2024年10月9日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">「予約型代人」サービス約款</p> <p>第4条 (代理人の権限)</p> <p>2. 本人が指定している本人名義の振込先金融機関への送金手続き。資金が本人のために使われなかった場合は詐欺罪や横領罪等の法律に抵触することもありますので、資金使途の確認のため、以下①～⑤の書類をご提示いただき原本もしくは該当箇所の写しをいただきます。</p> <p>① 請求書 ② 領収書 ③ 通帳 ④ 見積書 ⑤ 料金体系表</p> <p>尚、次に掲げる当社が定める条件のもと送金手続きが行われるものとします。 四半期(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)毎に、<u>上限50万円まで</u>。</p> <p>第7条 (代理人取引の開始方法) 代理人取引の開始は、代理人が「予約型代理人」サービス取引開始依頼書兼同意書(以下、「依頼書」といいます)に必要な事項を自署し、「依頼書」と必要書類を提出した後、当社が承諾した日に開始できるものとします。必要書類は次の①～③に掲げる書類となります。</p> <p>① <u>医師の診断書</u> ② 代理人の本人確認書類 ③ 代理人が本人に対して推定相続人であることを証する書類</p>